

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）に関わる立入検査及び指導については、平成2年4月24日付け衛産第30号産業廃棄物対策室長通知「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」（以下「旧立入検査通知」という。）において、排出事業者若しくは産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物等（以下「事業場等」という。）への立入検査、及び排出事業者又は産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者（以下「事業者等」という。）への指導を行う上での留意事項を示したところである。しかし、旧立入検査通知はその発出から既に18年が経過し、その間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の累次の改正により、廃石綿等に代表される特別管理産業廃棄物の指定をはじめとして、事業者等が遵守すべき事項が追加されるなど産業廃棄物処理に係る規制が逐次強化されたことから、都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）の職員は、これらの改正事項を踏まえて、事業場等への立入検査又は事業者等に対する指導（以下「立入検査等」という。）を行う必要が生じた。一方で、法の規制を免れるために、産業廃棄物の不適正処理の手口がますます悪質化、巧妙化していることから、立入検査等をより効果的かつ確実にを行うことが求められているところである。

このように、産業廃棄物の処理を巡る状況が変化したことを踏まえ、今般、旧立入検査通知について必要な見直しを行い、立入検査等を行う上での留意事項を下記のとおり取りまとめたので通知する。また、旧立入検査通知については廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 立入検査等に関する年間計画の作成

年度当初に立入検査等に関する年間計画を以下の要領で作成し、年間計画に基づき効

率的な立入検査等を実施すること。

- (1) 年間計画には、立入検査等の対象とする事業場等、立入検査等の回数、立入検査の内容及び指導事項を定めること。
- (2) 年間計画の作成に当たっては、以下の事項について基本方針を策定すること。
  - ア 当該年度に特別に立入検査を実施する業種、産業廃棄物の種類、地域等の選定  
これらの選定に当たっては、当該年度において新たな規制等が適用される事業者等、前年度行政処分を受けた処理業者の事業場等、過去の立入検査において改善事項が多岐にわたる事業場等又は周辺住民から苦情が寄せられる事業場等といった事業者等又は事業場等を対象とすること。
  - イ 産業廃棄物の処理に関する重点的指導事項の決定  
重点的指導事項としては、産業廃棄物の分別の徹底や減量化の推進、産業廃棄物管理票による管理、処理能力を超過した産業廃棄物の受入是正及び保管基準の遵守、最終処分場からの浸出液による公共用水域の汚濁防止等産業廃棄物処理施設の維持管理基準の遵守等が考えられること。
- (3) 年間計画の作成に当たっては、立入検査等を実施するために必要な人員の配置、器材の整備等について配慮すること。また、必要な予算措置を講ずること。
- (4) 広域的な不適正処理の防止又は摘発のためには、他の都道府県等と共同して立入検査等を行うことが効果的であるため、年間計画の作成に当たっては、他の都道府県等の間で連絡を密にし、統一かつ効率的な計画とすること。また、必要に応じ、環境省地方環境事務所とも連携を図ること。
- (5) 年間計画は必要に応じ年度途中において、見直しを行うこと。

## 2 立入検査等の実施

立入検査等に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 年間計画に基づいて、立入検査の対象とする事業場等を選定すること。特に、法改正等で新たな規制が加わった事業場等に対しては、優先的に立入検査等を行うこと。
- (2) 立入検査等は、原則として、複数の人員で行うこと。
- (3) 事業者等が通常行っている産業廃棄物の処理状況を確認するため、立入検査等を行う場合は、原則として、当該事業場等に対して事前連絡をすることなく立ち入ること。
- (4) 立入検査等を行う環境衛生指導員又はその他の職員（以下「立入検査者」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、相手方に提示すること。また、立入検査者は、相手方に対して、立入検査が法に基づき行われるものであること、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。
- (5) 立入検査者は、事業場等の管理に責任を有する者、産業廃棄物処理責任者及び技術管理者を立ち合わせて、立入検査等を行うこと。
- (6) 立入検査等に当たっては、立入検査票に沿って産業廃棄物処理基準その他の法上の義務等についての遵守事項を検査するとともに、年間計画に定めた基本方針に基づいて事業者等に必要な指導を行うこと。また、当該検査結果及び指導内容を立入検査票に記録すること。
- (7) 措置すべき事項を指示する場合は、口頭によらず必ず文書により行うこと。措置す

べき事項については具体的に示し、原則として措置期限を定めること。ただし、措置すべき事項等の指示に当たっては、立入検査票を複写式にして、その一部を立入検査等の相手方に渡す方法も考えられる。

- (8) 事業場等の周辺の生活環境保全上の支障の有無を把握するため、必要に応じて、事業場等において扱う産業廃棄物、事業場等からの排出ガス、放流水又は事業場等の周辺の地下水を採取し、それらの分析を行うこと。

### 3 立入検査等を行った後の対応

- (1) 事業者等に対して措置すべき事項等を指示した場合は、当該事業者等に具体的な改善方法、改善期限等を記載させた改善計画書を提供させること。また、報告徴収等により改善計画の実施状況を把握するとともに、改善措置が完了したことを必ず確認すること。
- (2) 事業者等が法又は法に基づく処分に違反している場合は、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため、速やかに法に基づく改善命令又は措置命令を行うこと。
- (3) 立入検査等の際に、他法令の違反を把握した場合には、当該法令を所管する行政官署に情報提供するなど、当該違法行為を漫然と放置することがないようにすること。
- (4) 立入検査票は保存し、立入検査等の継続的な実施や年間計画の作成のための資料、許可更新のための審査資料等として活用すること。
- (5) 立入検査等の基本方針並びに立入検査等の回数、指示した事項及びその件数等について年度毎に結果を取りまとめ、一般に公表し、関係者に周知すること。

### 4 立入検査票の作成

公正な立入検査等の実施及び検査内容の徹底を図り、立入検査等の内容を記録として保存するため、立入検査等に必要事項を網羅した立入検査票を作成すること。別添に、事業者等（排出事業者、収集運搬業者、処分業者）及び代表的な産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）を対象とした立入検査票を示したので参考とされたい。なお、検査事項や指摘事項を記載するための欄を追加するなど、都道府県等の実情に応じた独自の立入検査票を作成することは差し支えない。

### 5 廃石綿等及び石綿含有廃棄物に係る立入検査

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の排出事業者及びその処理について排出事業者から受託する収集・運搬業者及び処分業者の事業場等については、上記1～4に加え、平成19年11月5日付け環廃対発第071105002号・環廃産発第071105005号通知「石綿含有廃棄物等の適正処理について」による「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を踏まえて、立入検査等を実施すること。

### 立入検査票(排出事業者用)

検査日                      年    月    日                      立入検査者

事業者名		立会人 (職名・氏名)	
所在地			
産業廃棄物の排出状況 (種類、性状、排出量)			
検 査 項 目		評 価	備 考
保管	保管場所の状況(囲い、掲示板等)	適 ・ 否	
	産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透等防止措置	適 ・ 否	
	保管状況(保管量、高さ)	適 ・ 否	
	石綿含有産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に対する必要な措置	適 ・ 否	
処理の委託	委託先の要件(業許可の有無、処理能力等)	適 ・ 否	
	契約の方法		
	収集運搬に係る契約と処分に係る契約の分離	適 ・ 否	
	書面による契約(作成の有無、許可証の添付)	適 ・ 否	
	特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合の通知	適 ・ 否	
	契約の内容(法定事項の記載)		
	産業廃棄物の種類及び数量	適 ・ 否	
	運搬の最終目的地の所在地	適 ・ 否	
	処分又は再生の場所の所在地、方法、施設の処理能力	適 ・ 否	
	最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力	適 ・ 否	
	有効期間	適 ・ 否	
	処理料金	適 ・ 否	
	適正処理に必要な事項に関する情報等	適 ・ 否	
	その他	適 ・ 否	
契約書の保存(5年間)	適 ・ 否		
委託した処理業者が再委託する場合の手続	適 ・ 否		
産業廃棄物管理票	交付の状況(種類ごと、運搬先ごと)	適 ・ 否	
	記載事項		
	交付年月日、交付番号	適 ・ 否	
	名称及び住所、排出事業場の名称及び所在地、担当者名	適 ・ 否	
	産業廃棄物の種類及び数量、荷姿	適 ・ 否	
	受託者の名称及び住所	適 ・ 否	
	運搬先の事業場の名称及び所在地、最終処分場所の所在地	適 ・ 否	
	石綿含有産業廃棄物の数量	適 ・ 否	
	その他	適 ・ 否	
	管理票の写しの保存(5年間)	適 ・ 否	
	交付等状況報告(毎年6月30日まで)	適 ・ 否	
電子情報処理組織の使用方法	適 ・ 否		
帳簿	記載事項	適 ・ 否	
	帳簿の閉鎖(1年ごと)	適 ・ 否	
	帳簿の保存(5年間)	適 ・ 否	
選任	産業廃棄物処理責任者の選任	適 ・ 否	
	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、資格要件の適合	適 ・ 否	
	多量排出事業者(計画書の作成、実施状況の報告)	適 ・ 否	
	産業廃棄物の処理の状況(自己処理)	適 ・ 否	
産業廃棄物処理施設の設置、維持管理	適 ・ 否		
指示事項			

## 立入検査票(収集運搬業者用)

検査日

年 月 日

立入検査者

事業者名		立会人 (職名・氏名)	
所在地			
許可の種類		許可番号	
検査項目		評価	備考
許可内容	許可証		
	許可の区分	適・否	
	事業の範囲	適・否	
	有効期間	適・否	
全般	許可の条件	適・否	
	施設、役員等の変更の手続き	適・否	
	事業を的確に行うに足る知識及び技能の有無	適・否	
	事業を的確に行うに足る経理的基礎の有無	適・否	
処理基準等	収集運搬の方法		
	車両表示、書面の備付け	適・否	
	飛散、流出、悪臭、騒音等	適・否	
	石綿含有産業廃棄物の取扱い	適・否	
	特別管理産業廃棄物と他の物との区分	適・否	
	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る文書の携帯	適・否	
	感染性及びPCB汚染物の容器への収納、容器の構造	適・否	
	積替え保管		
	囲い、表示	適・否	
	飛散、流出、地下浸透等防止措置	適・否	
保管状況(掲示板、保管量、高さ)	適・否		
産業廃棄物に混入している有価物の拾集の方法	適・否		
処理の受託	契約の方法(収集運搬と処分の分離、契約書の作成等)	適・否	
	契約の内容(法定事項の記載)		
	産業廃棄物の種類及び数量	適・否	
	運搬の最終目的地の所在地	適・否	
	有効期間、処理料金、適正処理に必要な事項に関する情報等	適・否	
	再委託の方法	適・否	
産業廃棄物管理票	記載事項(名称、担当者氏名、運搬終了年月日)	適・否	
	交付者への管理票の写しの送付	適・否	
	処分業者への管理票の回付	適・否	
	管理票の写しの保存(5年間)	適・否	
	有価物の拾集量	適・否	
	電子情報処理組織の使用方法	適・否	
帳簿	記載事項	適・否	
	帳簿の閉鎖(1年ごと)	適・否	
	帳簿の保存(5年間)	適・否	
指示事項			

## 立入検査票(処分業者用)

検査日

年 月 日

立入検査者

事業者名		立会人 (職名・氏名)	
所在地			
許可の種類		許可番号	
検査項目		評価	備考
許可内容	許可証		
	許可の区分	適 ・ 否	
	事業の範囲	適 ・ 否	
	有効期間	適 ・ 否	
全般	許可の条件	適 ・ 否	
	施設、役員等の変更の手続き	適 ・ 否	
	事業を的確に行うに足りる知識及び技能の有無	適 ・ 否	
	事業を的確に行うに足りる経理的基礎の有無	適 ・ 否	
処理基準等	契約に従った処分	適 ・ 否	
	飛散、流出、悪臭、騒音、生活環境保全上の必要な措置	適 ・ 否	
	中間処理又は再生		
	施設の構造	適 ・ 否	
	処分又は再生の方法(許可を受けた方法)	適 ・ 否	
	保管状況(掲示板、期間、保管量)	適 ・ 否	
	埋立処分		
	囲い、表示	適 ・ 否	
	埋立の状況(許可を受けた方法)	適 ・ 否	
	浸出液の処理(管理型処分場)	適 ・ 否	
処理の委託・受託	覆土	適 ・ 否	
	産業廃棄物処理施設の設置、維持管理	適 ・ 否	
	共通		
	契約に従った処分又は再生	適 ・ 否	
	契約書の保存(5年間)	適 ・ 否	
	再委託の方法	適 ・ 否	
	処理能力と受託量のバランス	適 ・ 否	
	委託先の要件(業許可の有無、処理能力等)	適 ・ 否	
	中間		
	契約の方法(収集運搬と処分の分離、契約書の作成等)	適 ・ 否	
中間処理業者	契約の内容(法定事項の記載)		
	産業廃棄物の種類及び数量	適 ・ 否	
	運搬の最終目的地の所在地	適 ・ 否	
	最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力	適 ・ 否	
	有効期間、処理料金、適正処理に必要な事項に関する情報等	適 ・ 否	
	受託量と中間処理後物のバランス	適 ・ 否	
	産業廃棄物管理票		
共通			
処理受託者の記載事項(名称、担当者氏名、処分終了年月日)	適 ・ 否		
管理票の送付、回付状況	適 ・ 否		
管理票の写しの保存(5年間)	適 ・ 否		
電子情報処理組織の使用状況	適 ・ 否		
中間処理業者	交付の状況(種類ごと、運搬先ごと)	適 ・ 否	
	交付者の記載事項		
	交付年月日、名称及び住所、担当者名	適 ・ 否	
	産業廃棄物の種類及び数量、荷姿	適 ・ 否	
	受託者の名称及び住所、運搬先の事業場の名称及び所在地	適 ・ 否	
その他	適 ・ 否		
交付等状況報告(毎年6月30日まで)	適 ・ 否		
帳簿	記載事項	適 ・ 否	
	帳簿の閉鎖(1年ごと)	適 ・ 否	
	帳簿の保存(5年間)	適 ・ 否	
指示事項			

## 立入検査票(焼却施設用)

検査日                      年    月    日                      立入検査者

事業者名		立会人 (職名・氏名)	
所在地			
施設の種類		処理方式	
産業廃棄物の種類		処理能力	
検査項目		評価	備考
許可内容全般	処理している産業廃棄物の種類、量	適・否	
	許可の条件	適・否	
	位置、構造等の設置に関する事項の遵守		
	施設の位置	適・否	
	処理方式	適・否	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法	適・否	
	維持管理に関する計画の遵守		
	排ガス等について周辺生活環境保全上達成することとした数値	適・否	
	排ガスの性状等の測定頻度に関する事項	適・否	
	処理後物の処分方法	適・否	
	施設、役員等の変更の手続き	適・否	
	事業を的確に行うに足りる知識及び技能の有無	適・否	
	事業を的確に行うに足りる経理的基礎の有無	適・否	
	構造基準	共通基準	
自重、積載荷重その他の荷重に対する構造耐力上の安全性		適・否	
産業廃棄物、排ガス及び排水、薬剤等による腐食防止措置		適・否	
排水を放流する場合の排水処理設備の設置		適・否	
受入設備及び貯留設備の容量確保		適・否	
個別基準			
燃焼室の要件			
燃焼ガス温度が800℃(PCB焼却炉は1100℃)以上で焼却		適・否	
燃焼ガスが上記温度を保ちつつ2秒以上滞留		適・否	
排ガス処理設備の設置		適・否	
その他	適・否		
維持管理基準	共通基準		
	受け入れた産業廃棄物の性状の分析又は計量の実施	適・否	
	施設への産業廃棄物の投入方法	適・否	
	施設の正常な機能維持のための定期的な点検及び検査の実施	適・否	
	飛散、流出、悪臭発散防止のための措置	適・否	
	構内の清潔の保持	適・否	
	著しい騒音及び振動の防止措置	適・否	
	排水を放流する場合の放流水の水質検査の実施	適・否	
	施設の維持管理に関する点検、検査等の記録、保存(3年間)	適・否	
	個別基準		
	外気と遮断した状態で、定量ずつ連続投入	適・否	
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保持	適・否	
	焼却灰の熱しゃく減量(10%以下)	適・否	
	運転開始時の炉温の速やかな上昇	適・否	
	運転停止時の炉温の高温保持、廃棄物の燃焼完了	適・否	
	燃焼ガス等の連続測定、記録	適・否	
	集じん器に流入する燃焼ガスを概ね200℃以下に保持	適・否	
排ガス中の一酸化炭素濃度及びダイオキシン類の濃度	適・否		
ばいじんと焼却灰を分離して排出、貯留	適・否		
火災発生を防止するために必要な措置、消火設備の設置	適・否		
その他	適・否		
施設の維持管理に関する記録及び閲覧(3年間)	適・否		
技術管理者の設置、資格要件の適合	適・否		
指示事項			

## 立入検査票(最終処分場用)

検査日

年 月 日

立入検査者

事業者名		立会人 (職名・氏名)	
所在地			
施設の種類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型	埋立期間	
産業廃棄物の種類		埋立面積 埋立容量	
検査項目		評価	備考
許可内容全般	埋立を行っている産業廃棄物の種類、量	適 ・ 否	
	許可の条件	適 ・ 否	
	位置、構造等の設置に関する事項の遵守		
	施設の位置	適 ・ 否	
	処分場からの発生ガス及び浸出液の処理方法	適 ・ 否	
	維持管理に関する計画の遵守		
	放流水等について周辺生活環境保全上達成することとした数値	適 ・ 否	
	発生ガス性状、放流水の水質等の測定頻度に関する事項	適 ・ 否	
	災害防止のための計画の遵守		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	適 ・ 否	
	火災の発生防止に関する事項	適 ・ 否	
	施設、役員等の変更の手続き	適 ・ 否	
	事業を的確に行うに足りる知識及び技能の有無	適 ・ 否	
	事業を的確に行うに足りる経理的基礎の有無	適 ・ 否	
	構造基準	表示、囲いの設置、擁壁等の設置	適 ・ 否
遮断 地表水の流入を防止することができる開渠その他の設備の設置		適 ・ 否	
外周仕切設備及び内部仕切設備の設置		適 ・ 否	
安定 埋立地内部の雨水等を排出することができる設備の設置		適 ・ 否	
水質検査用浸透水採取設備の設置		適 ・ 否	
管理 浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止する措置		適 ・ 否	
地表水の流入を防止することができる開渠その他の設備の設置		適 ・ 否	
埋立地の外に産業廃棄物が飛散、流出しないような措置		適 ・ 否	
悪臭の発散、火災の発生防止、害虫発生の防止に必要な措置		適 ・ 否	
囲いについて、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止する措置		適 ・ 否	
維持管理基準	地下水等の水質検査の実施、記録	適 ・ 否	
	残余埋立容量の測定の実施(1年に1回以上)	適 ・ 否	
	産業廃棄物の種類及び数量、点検、検査その他の措置の記録(3年間)	適 ・ 否	
	遮断 開渠その他設備の機能の維持	適 ・ 否	
	外周仕切設備及び内部仕切設備の定期点検	適 ・ 否	
	終了した埋立地の速やかな閉鎖、覆いの定期点検	適 ・ 否	
	安定 擁壁等の定期点検	適 ・ 否	
	展開検査の実施、安定型産業廃棄物のみ埋め立て	適 ・ 否	
	浸透水の水質検査の実施、記録	適 ・ 否	
	終了した埋立地を他用途に供する場合の土砂等による閉鎖	適 ・ 否	
	管理 擁壁等、遮水工、調整池の定期点検	適 ・ 否	
	浸出液処理設備の運転管理、放流水の水質検査の実施、記録	適 ・ 否	
	通気装置の設置、ガスの排除状況	適 ・ 否	
	終了した埋立地の土砂等による閉鎖	適 ・ 否	
	施設の維持管理に関する記録及び閲覧(3年間)	適 ・ 否	
維持管理積立金の積立て(特定最終処分場のみ)	適 ・ 否		
埋立処分の終了、最終処分場の廃止の手続	適 ・ 否		
技術管理者の設置、資格要件の適合	適 ・ 否		
指示事項			